

会議録

1 附属機関の名称

犬山市特別支援教育連絡協議会

2 開催日時

令和 3 年 7 月 30 日（金） 午後 3 時から 4 時 30 分まで

3 開催場所

市役所 4 階 401 会議室

4 出席した者の氏名

- (1) 委員 岩田吉生、梶田真琴、小竹摩記、勝村偉公朗、千田憲義、
水野雄介、永濱奈穂、山城愛、大島奈保美、鈴木努、長瀬尚美
後藤まゆみ、瀬瀬由美子、高木順二、長谷川誠、
- (2) 事務局 加藤学校教育課指導主事、阪下学校教育課主任主査

5 報告

- (1) 協議会規則・協議会の概要について
- (2) 昨年度までの協議内容・課題について

6 協議事項

- (1) 会長並びに副会長選出
- (2) 「犬山市立小中学校における児童生徒への介助実施要綱」改正について
- (3) その他

7 会議の公開非公開

公開

8 内容

1 開会のことば

事務局：

ただいまから、令和 3 年度第 1 回犬山市特別支援教育連絡協議会を行います。

2 あいさつ

高木指導室長：

～あいさつ～

3 委員委嘱（委嘱状交付）

4 委員自己紹介

5 確認・報告事項（事務局）

（1）協議会規則・協議会の概要について

資料2をご覧ください。本規則は、犬山市附属機関設置条例第8条の規定に基づき、定められたものです。本協議会は、特別支援教育の振興及び推進に関する支援体制の整備及び方策に関する事、特別支援教育コーディネーター、教職員等の資質及び専門性の向上に関する事、協議会が必要と認める事項を所掌しています。本協議会は、附属機関に位置付けられており、委員会は基本的に公開し、傍聴が可能となります。本日は傍聴人の出席はありません。また、会議録が市ホームページの掲載となります。会議録には附属機関の長が指定したものの2名以上の署名を得るものとなります。

続いて協議会の概要について説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。困難さを感じている子ども一人一人のニーズに応じた教育的な支援を充実させるには、関係諸機関で情報を共有することが重要であると考え、この関連図に示したように、特別支援教育に関し、様々な組織、様々な立場の方に関わっていただいていることがよくわかるかと思えます。様々な立場の方を代表して集まっていたいただいているのが皆様方です。

（2）昨年度までの協議内容・課題について

昨年度までの協議内容及び課題を載せさせていただきました。後ほどご覧ください。

6 協議

事務局：

この委員会では、資料1の第4条2項にありますとおり、会長及び副会長は、委員の互選により定めるとなっておりますが、いかがでしょうか。

永濱委員：

会長を犬山市小中学校校長会代表で特別支援担当の今井小学校の小竹委員に、副会長を犬山市小中学校校長代表の犬山中学校の勝村委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

事務局：

異議なしということで、会長を小竹委員に副会長を勝村委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、会長よりごあいさつをお願いします。

会長：

いろんな立場の職員が子どもたちを支えていく、その組織の重要な役割をし

ているのが、この協議会だと思います。1人の子どもを担当だけで抱えるのではなく、チームで支えていく、市内の職員、それぞれのチームで支えていくということを意識しながら、この会を進めていきたいと思っています。ぜひご忌憚のない意見をいただきまして、子どもたちが生き生きとした生活を送れるようにということで、進めていきたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

事務局：

ありがとうございました。それでは、ここからの協議については、会長である小竹委員に議長をお願いしたいと思っていますので、会長よろしく願いします。

会長：

それでは規則に基づき、私が議事進行をさせていただきますので、委員皆様のご協力をよろしく願いいたします。まずは先ほど事務局より説明のあった会議録の署名は、会長の私と副会長の勝村委員でお願いします。

それでは、協議事項2を事務局お願いします。

事務局：

資料4をご覧ください。犬山市立小中学校における児童生徒の介助実施要綱改正についてです。

犬山市では、介助員の制度を市独自で実施しております。

これまでの経緯ですが、この制度につきましては、平成27年4月から施行、令和3年4月1日一部改正しています。制度については、後ほど要綱に基づき概要を説明いたしますが、本日協議する内容を資料4の1ページ目に沿って説明します。

今年度から、介助員の勤務日数を、従前は年間100日だったところを、年間110日、勤務時間を、従来1日4時間以内だったところを、1日6時間以内に拡充しております。

今回の改正点事務局案ですが、1点目、設置の申請等について、介助員の設置の審査については、現在は教育委員会が行っています。改正案としましては、これを教育支援委員会を実施するという案です。

2点目、対象児童生徒の状況把握について、現在は、未来園等を訪問する園訪問や、学校からの聞き取りの状況から、介助員の設置の審査をしておりますが、改正案として、教育委員会の担当者に加えて、教育支援委員会委員による本人や保護者の面談をした上で、状況把握をしていきたいと考えております。

3点目、設置基準についてということで、こちらは、後ほどご意見をいただきたいと思っております。

では、続きまして資料2をご覧ください。2ページから4ページまでが、現在の介助員の介助実施要綱になっております。簡単に説明させていただきます。

～要綱説明～

設置の申請について、教育委員会が決めるのではなくて、教育支援委員会にて設置について協議するという改正案について、ご意見ををお願いします。

会長：

今年度介助員の勤務日数と勤務時間を拡大し、次年度に向けて、審査の方法を定めていきたいとのこと。私から質問ですが、今年度日数と時間数を拡大したということで、現場はどのように変化しているのか、現場の意見があれば教えていただきたいと思っています。

事務局：

今年度、犬山市内に3校、7名に介助員を設置しております。昨年度の4時間から6時間に介助員の勤務時間を変更したことにより、3校とも1日を通して5時間目の終了までいていただけるというのは非常に助かるという意見をもらっています。また、児童が落ち着くことにより、教師の負担感が軽減されたとの意見もありました。これからの課題として、高学年になると6時間目があること、また、介助員は、6時間勤務すると他の仕事と兼務しにくいという意見がありました。

会長：

次年度に向けて、改正案では、審査を教育支援委員会に諮ることとされていますが、理由等があれば教えてください。

事務局：

介助員制度は、平成27年に2名からスタートしています。昨年度5名、今年度7名と増加しています。インクルーシブ教育で、障害のある児童生徒も地域の学校で受け入れており、その結果、学校だけでは支援しきれない部分を、この介助員でサポートをしています。

今後も、障害のある児童生徒の入学が増えていきますと、介助員が必要なケースが増えますが、人員の確保が大変難しいため、介助員をつけられない児童生徒が出てくる可能性があります。このような中で、学校関係者だけでなく、外部の様々な立場の方による協議をしていただくことが、公平性という意味合いも含めて必要と判断し、教育支援委員会で協議することを提案します。

教育支援委員会につきましては、資料の最後に要綱を添付しています。障害児の就学に関することを目的として設置しておりまして、委員の構成としましては、医師及び学識経験者、特別支援学校の職員、小学校長及び中学校長、養護教諭の先生と特別支援学級の担当教諭、児童福祉施設及び児童相談所の職員ということで、一宮児童相談センターの心理士の方に入っております。身体障害者の方、知的障害者の方も含めて、広く障害児の就学を協議するというのが教育支援委員会です。介助員の対象児童生徒は身体障害や知的障害をお持ちのお子さんもいらっしゃいますので、教育支援委員会で介助員の有無や方法等を協議いただくのがよいと考えています。

会長：

ではこの点について、教育支援委員をしていただいている城東小学校の大島委員、何かご意見ありますか。

大島委員：

私はこれまでも、就学に当たり支援の必要なお子さんの相談を受けてきました。今、私のいる城東小学校では、介助員の設置はありませんが、今後そういう相談を受けた時に、学校現場だけでは判断の難しい点がありますので、様々な見地でご協議いただけるということは大変良いことだと思います。

会長：

同じような制度で、市内子ども未来園の加配保育士制度があると思いますが、子ども・子育て監、長瀬委員、何かご意見ございませんか。

長瀬委員：

子ども未来園では、次年度に入園される新たな園児の方及び在園児の方について、未来園の中に入園審査会というものを、わかる範囲ですが平成28年か

ら設けて、随時、年度内で、複数回開催し、加配保育士をつけるかつけないかを判断しています。この加配については、国が定めた一律の基準はなく、自治体ごとに異なっています。犬山市は2対1で加配をしています。

そのため、入園審査会で審査した園児が市内の小学校へ入学する際は、この情報を活用するとよいと考えます。在園中の状況、保護者がどう望んでいるか、あゆみ以外にも、記録をつけているものがありますので、保護者の承諾が得られれば、園での情報をもとに、検討いただくという方法もあると思いました。そうすることで、保護者からの聞き取りの負担を減らすことができると思います。

協議内容について意見します。新たに教育支援委員の方に審査をお願いするというのですが、教育支援委員会の規則第3条で、障害児とは児童福祉法の4条2項に規定している障害児のことを扱うとしているので、介助実施要綱の第3条の対象者と相違がないように調整が必要と思いましたので、事務局で検討をお願いします。

事務局：

わかりました。ありがとうございます。

会長：

設置の審査方法の改正案について、異議なしでよいでしょうか。

(全員異議なし)

会長：

では続きまして、設置基準について、資料5に「記録表」を案としてご提案いただいておりますが、介助員の必要性について判断するために、他にどのような情報があるとよいか、ご意見ををお願いします。

事務局：

補足説明いたします。今、皆さんにご説明した改正案は、教育支援委員会でご協議いただくということを事務局案として示しております。その中で、資料がないと協議はできないため、早期教育相談ということで、園訪問する時の調査票等を活用して、教育委員会の担当者と教育支援委員の担当者が、本人を見て、ご家族から聞き取りをして、ここに記録をする。それを資料とし、教育支援委員会でご協議をしていただいて、設置の要否について協議することを、提案いたします。

先ほど長瀬委員から、加配の審査時に使っている資料を使ったらどうかというご意見がありましたので、それも見させていただいて、参考にさせていただきたいと思っておりますが、事務局案としてはこちらの「記録表」で案を出させていただきます。

会長：

このことについて、ご意見等ございませんでしょうか。

後藤委員：

私は子ども未来園に入園するお子さんの審査会で、何回か審査委員をしております。現在、こすもす園で勤務しているので、在園している園児をこの記録表につけることを想定しました。

比べてみると、子どもが小さいということでよりわかりやすくするために、子ども未来園では、社会性、言語、知能、生活習慣、運動という5項目に分か

れて、お子さんを見る時に、どんな姿をしていたか客観的に書いて、お母さんに聞き取りする時には、「ここに書いてあるような内容の診断名はありますか」「障害者手帳はありますか」ということの他に、「お母さんが心配なことは、生活習慣の中でどんなことですか」ということを、聞き取りすることがあります。それを審査会の中で、担当者が報告をするということにしています。

今回の「記録表」に表記すると、状況を書ききれるのかなと思います。こすもす園の園児を見て、例えば、排泄全介助か一部介助か自立か、3つだけで丸をつけることは、なかなか難しいので、ただし書きみたいな形が多くなってしまおうと感じました。

判断するには、端的に書くことが大切と思いますが、いろいろなところから見られるようにという工夫も必要だと思います。

梶田委員：

本校でも、お子さん一人一人について個別教育支援計画というものを作成しておりまして、似たような形のものですが、より細かい、ただ、端的に見られる方がいいということであれば、これでおそらく使いやすい様式と思いますが、例えば食事の面でも、本校ですと、形態がいろいろあつたりしますので、そういったところが選択式のものになっていたり、移動の介助のところについても、本校は肢体不自由の特別支援学校ですので、独歩であるのか、車いすなのか、歩行器なのか、杖なのか、そういったところの選択肢があると、よりわかりやすいかなというふうに思います。最近では小中学校にも肢体不自由のお子さんの在籍というのが、大分増えてきているように感じていますので、そういったところの情報があると、やはり物理的な支援というのはどうしても大人の支援が必要になる場面が多いかと思しますので、そういったところもあると、より使いやすいのではないかなと思います。

会長：

他ございませんか。

鈴木委員：

改正案の児童生徒の状況把握のところ、本人と保護者までですか。

事務局：

保護者も聞き取りをしたいと考えていますが、もう少し詳しくお願いします。

鈴木委員：

本人保護者と書いてありますが、学校や園に対する聞き取りは、行わないのでしょうか。

事務局：

今回の改正案としては、本人と保護者の方へ聞き取りを基本に考えていますが、先程、梶田委員がおっしゃったように個別支援計画を活用した方がいいというお話もありましたし、長瀬委員と後藤委員から、あゆみなり加配の時の資料を活用した方がいいというお話もありました。鈴木委員としては、学校の先生の聞き取りが必要というご意見ですか。

鈴木委員：

必要と考えています。理由は、保護者が一番近くにいるので対象の子どもの状況を最も理解していますが、保護者が常に学校や園にいるわけではないので、

学校や園での様子はわかりません。子ども未来センターの相談で園を訪問すると、保護者との理解の相違が大きい園も多くあります。相違というのは、園で認識している支援の必要性を、保護者がそこまで感じていないという相違です。家と集団生活とで子どもの動きが異なることは、よくあることです。その中で、子どもの成長には、園と家庭とが同じ認識をもって関わるのが最もよいと感じますが、同じ認識をもつことが難しい家庭も多々あります。

そういう相違がある場合、本人保護者だけの聞き取りで判断するのは不十分と感じたので、実際に教育とか保育の現場で携わっている園の方、学校の方、その現場での様子をしっかり聞き取ることが必要と思います。

十分に把握できずに入学すると本人も学校も大変ですので、特に新一年生入学の時に、園の意見を是非とも聞いていただきたいということは強く思います。

本人保護者だけではなく、園や学校などの現場の所見をぜひ含めていただきたいと思い、質問させていただきました。

会長：

事務局で、そのようにご検討ください。よろしくお願ひいたします。

それでは基準等については、ご意見を参考に、また事務局の方で検討を進めてください。

これまでの報告及び協議事項を通して、副会長何か意見はありますか。

副会長：

本当に多様な子ども達が、義務教育の中で生活していく中で、こうした細かい状況に応じた支援というのは、これからも一層必要になってくると思います。今、お話にあった中で審査の方法ですが、やはり如実に、具体的な状況を、ここにも面談等ということを経況把握のところに記しておいていただきますけれども、実際どういう状況かが、この設置基準目安になると思いますので、その点を大事にしながら、本当に子どもに合った形での介助方法というのを共通理解していくようなことができればと思います。

これからも障害のある児童生徒の市内小中学校への入学が増えてくると思います。私は中学校で勤めていますけれども、小学校から中学校への連携も、こういった場を使って勧める必要があると感じました。今どこの学校にどんな子が在籍しているかということを経、ここだけではなくて、できれば、広く把握できているといいと併せて感じました。

会長：

最後に岩田委員、よろしくお願ひします。

岩田委員：

本日、会議を通じて協議された内容で、「記録表」に関して、梶田委員からお話があったとおり、学校現場では、個別の教育支援計画を作成されていると思いますので、なるべく現場の先生の負担がないように、そういった資料も添付資料として付けながら、協議が進められるとよりよいのかなと思いました。

年度ごとで子ども達が成長していきますので、介助員を配置するという事に関してだけでなく、介助する内容に関しても、この会議の場で情報共有がされるといいと思いました。子どもの成長によって、介助する内容が変化してくると思いますので、その都度、年度ごとの協議というところも課題になると思います。

重度の障害を持つ子ども達が、小中学校で学ぶという状況が増えてきますので、可能であれば予算と人が潤沢であれば、フルタイムで支援の方が入るとよいのですが、やはり制限がありますので、ぜひ、県の教育委員会とか国のほ

うに訴えていっていただきたいと思います。特別支援学級の先生方も、重度の子ども達を指導支援するという状況が増えていっていますので、現場のほうから声を上げていっていただきたいと思います。

会長：

本日出していただいたご意見をもとに、さらに一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実に向けて、それぞれの立場において対応していけたらと思います。今後も関係機関がよりよく連携していけたらと思っております。

それでは事務局の方に進行をお返しいたします。

事務局：

どうもありがとうございました。長時間にわたりご協議いただき、誠にありがとうございました。以上で、令和3年度第1回犬山市特別支援教育連絡協議会を閉じさせていただきます。お帰りには、交通安全にご留意いただき、お気を付けてお帰り下さい。どうもありがとうございました。